

学校法人及び準学校法人の問題点

工藤市兵衛

On problems about an educational foundation and a quasi-educational foundation

Ichibei Kudo

We will conduct an exhaustive discussion of comparisons and besides differences between an educational foundation and other legal persons.

学校法人と他の法人との比較並びに学校法人と準学校法人の相違について論究した。

学校法人及び準学校法人の問題点

工藤 市兵衛

第一節 学校法人の問題点

学校法人は私立学校法にもとづき、認可される法人格を有する公益法人であるがその公益性の故に出来るだけ官公庁の監督を受け、学問の自由、法の下での平等、信教の自由等の保証を求めめるための処置がとられていることについては触れた。

しかし、一方私立学校の理事者側に、脱線的行為がなされ名目上はともかく理事会がほとんど独断専行で法人の経営が進められる場合の歯止めは如何にあるべきか、そのためには教員団、あるいは父兄、所轄庁と執行機関としての理事会のやり方が食い違っている。如何にすべきか、そのために評議員の制度を設け、常に、それを指導監督してゆく措置がとられた。又、独断専行を排するため六等親内の親族、三等親内の姻族は二人以上の役員を辞令することが禁止されている。更に財政的困窮しないための援助することが求められるがそのために過度に所轄庁の監督の行過ぎない様な配慮がどの様になされるべきものかの問題がある。これをもう少し仔細に見るならば、次の様になるであろう。

- ① 理事会の独断専行が寄附行為の公告及び公認会計士の監査のみで防止出来るか。
- ② 教育の自由、信教の自由、学問の自由、法の下での平等の意義の内容と国公立学校の格差解消の方策。
- ③ 学校法人の収益事業と業務との関係及び租税法の問題。
- ④ 学校法第一の学校を設置する学校法人と学校法第八二条の七、第八

三条の学校のみ設置する準学校法人と差別的取扱の問題。
⑤ 学校会計基準と企業会計基準の内容の吟味と検討。
以上、問題点を取り上げ逐次吟味検討することとし。

第二節 学校法人

一。学校法人の性格と自立性

「学校法人」は、私立学校の設置を目的として、私立学校法の定めによって設立される法人である(私立学校法三条)。従って権利義務の主体となりうる。

法人は自然人ではないので、その活動は、その代表機関の行為によって行われる。代表機関が、法人の目的の範囲内で行った行為の法律上の効果は、法人に帰属する。これを法人の行為能力といっている。また、法人の機関が事業遂行上の行為によって他人に損害を与えたときは、法人が賠償の義務を負う。これを法人の不法行為能力といわれている。

学校法人の設立は、商法上の会社が準則主義により、民法による公益法人が許可主義(同法三四条)によっているのと異なり、認可主義がとられている(私立学校法三二条)。そして、設立の登記をすることによって成立する(同法三三条)。学校法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとされる(同法二七条)。

私立学校は、法人格をもった学校法人によって設置される。それゆえ、学校自体は法人格をもたない教育施設にすぎない。不動産の登記簿謄本

をみれば明らかのように、学校用地や学校校舎の所有者は学校法人である。また、学校事故の賠償責任を学校法人が負うのも、権利義務の主体が学校法人だからである。

学校は、その構成を、施設・設備という物的要素だけではなく、教職員という人的要素を加え、そこで教育が実施されているという観点からみると、学校法人の代表機関からある程度の自主性をもった存在として観念することができる。このような観点から、国、公立学校を行政法では、講学上、「營造物」と称し、理論構成がされている。実定法においても、「学校は」、政治的活動をしてはならない（教育基本法八条二項）というような使用をしている例もある。しかし、既に見たように、「学校」自体は法人格をもたない。したがって、純理論的には、同法で「学校は」というのは、学校の教職員はという意味になる。なお、私立学校の場合は、学校法人の代表機関が、学校においてこれらの政治的活動行為を行わせるにはならないことを意味している。

いづれにしても、学校は法人格を有さず、法人格を有するのは学校法人である。又学校が休んだとか、学校が火事などの用法は、前者は教育機関としての学校であり、後者は施設設備としての学校である。

二。公益性

民法は、公益に関する団体で、営利を目的としないもののみを法人とし得ることとしているので（同法三四条）、民法の規定によって設立される法人を、公益法人と呼んでいる。学校法人は、私立学校法によって設立される特別の法人であるが、その基本的性格は、公益法人である。学校法人は民法の特別法によるものと言うことができる。

学校法人は、私立学校の設置を目的とする法人である（私立学校法三条）。そして、私立学校は、公の性質をもつものであるから（教育基本法六条一項）、学校法人は、まずその目的において、公益性をもっている。

次に、学校法人の公益性とは、その存続中、収益配分のできないことと、解散時に残余財産の分配のできないことにあらわれる。

商法による株式会社では、出資者である株主に対し、持株数に応じた収益配分が行われる。又は、残余財産の分配がなされる。学校法人は、財産の抛出者に、理事としての労務に対し、給料を支払うことはあるが、抛出金に対する収益の配分が行われることはない。

また、学校法人が解散する場合、清算後の残余財産は、定款（寄付行為）で定める学校法人その他教育の事業を行うものに帰属するが、そのような定めのない場合は、国庫に帰属する（私立学校法三〇条三項、五一条）。財産抛出者に返還されることはないのである。公益性たる所以である。

三。財団性

公益法人には、人を中心とした団体である社団法人と、財産を中心とした団体である財団法人がある^①。学校法人の基本的性格は、財団法人である。財団法人は、一定の目的のために提供された財産を運営するために設立された法人である。財団法人の設立、管理、解散等については民法に規定があるが、財産の提供される目的に応じて、他の法律で特別の財団法人制度を設けている例がある。このようなものとしては、学校法人のほか、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、商工組合、労働組合などがある。

私立学校法が制定されるまで、私立学校は原則として財団法人によって設置された。しかし、民法の定める財団法人は、学校法人の設置者として必ずしも適切でない点があるので、私立学校法によって、学校法人制度が創設された。学校法人は、財団法人に比し、解散時の残余財産の帰属者を学校法人その他教育事業を行う者としたこと、理事を増員するなど役員の数法定し、役員中の同族数を限定したこと、諮問機関と

して評議員会を措置としたことなどの特性をもたしている。

このように、学校法人は、私立学校法によって設けられた特別法人であるが、その基本的性格は財団法人である。それゆえ、私立学校法は設立、管理、解散等について民法の特別規定を定めるほかは、民法の財団法人の規定を準用している（私立学校法二九条、三四条、四九条、五八条）。

財団法人を設立しようとする者は、その根本規則を作り、財産を抛出し、主務官庁の許可を得なければならない。財団法人の根本規則を寄附行為という（民法三九条）。他方、財産の抛出行為も寄附行為と呼ばれる（同法四一条）。したがって、「寄附行為」という場合、二つの意味があることになる。

公益目的のために抛出された財団法人の財産は、第一の意味、すなわち財団法人の根本規則である寄附行為によって運営される。学校法人の寄附行為について、私立学校法は、民法の規定に比し、詳細な事項を規定している（同法三〇条一項）。また、学校法人を設立しようとする者が、その目的および資産に関する事項を定めながら、それ以外の事項を定めないで死亡した場合に所轄庁によりこれを補充する方法が定められている（同法三二条）。これは民法四〇条に相当する規定である。

また、私立学校法は、学校法人の設立および存続に財産を不可欠のものとして、次のように規定し、その財団性を明らかにしている。

「学校法人は、その設置する私立学校法に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない。」（同法二五条一項）。

第二の意味の寄附行為、すなわち財産の抛出行為は、生前処分によるほか、遺言によっても行うことができる。そして、学校法人についても、民法の生前処分による場合の贈与、遺言による場合の規定が準用される（同法三四条、民法四一条）。

民法によれば、贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾することによって、効力を生ずる契約である（同法五四九条）。また民法は、贈与について、書面によらない贈与は、各当事者がこれを取り消すことができるか、定期の給付を目的とする贈与は、贈与者または受贈者の死亡によって、その効力を失うなどの規定を設けている（同法五四九条、五五四条）。これらの規定が生前処分による寄附行為に準用されることになる。

遺贈は、遺言による遺産の処分である。遺贈は、相続人によって履行されることになるので、遺贈を履行する相続人を遺贈義務者、財産を受ける者を受遺者という。遺贈をすることは自由であるが、相続人の遺留分を害することはできない。遺贈は、特定の財産についてすることはもちろん、遺産の何分の一という形ででもすることができる。受遺者は、遺贈を受けたくなければ放棄することができる。そのほか、遺贈は死亡の時から効力を生ずるものであるから、紛争を避けるため、詳細な規定を設けている（同法九九条、一〇〇三条）。教育の振興上必要があると認める場合には、別に法律に定めるところにより、学校法人に対し国又は地方公共団体は私立学校教育に関し必要な助成をすることが出来る（私学法五九条）。ここで別に定める法律として「私立学校振興助成法」（昭和五〇年法第六一号）がある。私立学校の助成と監督に関する詳細な規定は同法に移された。そして経常費補助としてその二分一内を補助することができるとしているが、毎年の実績は学校法人経営の三分一位であり、増額が要望されるところである。

四。学校法人の行為能力

①行為能力というのは、法律行為を有効にすることができる能力のことである。法人の場合は、その代表機関が、その法人の目的の範囲内で行った行為のみ、法律上の効果が法人に帰属するので、その範囲で

行為能力があることとなる。

②私立学校法第二九条は、民法第四三条の法人の権利能力に関する規定と、民法第四四条の不法行為に関する規定を準用している。

民法第四三条は、「法人ハ法令ノ規定ニ従ヒ定款又ハ寄附行為ニ因リ定マリタル目的ノ範囲内ニ於テ権利ヲ有シ義務ヲ負フ」と定めている。そして、通説では、この規定は、単に法人の権利能力について だけではなく、行為能力の範囲を定めたものと解しているのである。

したがって、学校法人の行為能力は、寄附行為によって定められた目的の範囲内の行為に限定される。目的の範囲外の行為は、無効ということになる。この場合には、代表機関である理事個人の行為ということになり、理事個人と相手方との間に法律効果が生じることになる。

③学校法人の「目的」は、「私立学校の設置」であるが（私立学校法三条）、なお収益事業を行うこともできる（同法二六条）。この場合には、収益事業の種類その他その事業に関する規定を寄附行為に記載しなければならぬ（同法三〇条一項八号）。

④収益事業は、学校法人がその設置する私立学校の教育に支障のない限り、その収益を私立学校の経営に充てるために行うことができる。

収益事業に関する会計は、特別の会計（収益事業会計）として経理しなければならない。学校法人が行うことのできる収益事業の種類は、私立学校審議会または私立大学審議会の意見を聞いて、所轄庁が定める。所轄庁は、その事業の種類を公告しなければならないものとされている（以上同法二六条）。

文部大臣所轄学校法人については、右の告示として、「文部大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める件」

（昭和二五年一月八日 文部省告示第六八号）がある。

⑤学校法人が

イ。寄附行為で定められた事業以外の事業を行う場合

ロ。収益を私立学校の経営の目的以外を目的を使用する場合

ハ。事業の継続が学校法人の設置する私立学校の教育に支障がある場合には、所轄庁は、その収益事業の停止を命ずることができるものとされる（同法六一条）。

⑥法人の行為能力の観点から、「目的の範囲内」か否かが争われることが多い。会社については、取引の安全を保護する見地から、目的の範囲内を極めて広く解釈し、「目的たる事業を遂行するに必要な事項」はすべて目的の範囲内であると解されている。会社以外の法人についても判例は目的の範囲内を緩く解していく傾向がある（農業協同組合につき、最高裁（昭和三三年九月一八日判決 民集一三卷二〇二頁、信用協同組合につき、最高裁 昭和三五年七月二七日判決 民集一〇卷 一八七一頁）。

学校法人の場合も、その学校法人の目的の遂行に反しない行為は、「目的の範囲内」と解することができる。ただ、学校法人の目的の範囲内か否かは、会社の場合のように取引の安全保護という観点だけではなく、学校の設置という公益目的にさざげられた財団の保護という観点からも検討する必要がある。

⑦判例には、第三者に対する融資が学校法人の目的と全く無関係であれば、融資に関する契約は、目的の範囲外の行為として無効であるとしながら、しかしそれは人的抗弁となるにすぎないとして、学校法人（控訴人）の控訴を斥け、小切手金支払請求を認めた。（東京高裁 昭和三四年三月二五日判決 巢鴨学園事件 判例時報一八七号）

⑧法人は、その代表機関の行為によってのみ、行為能力を有する。学校法人におけるこのような代表機関は理事である。理事は、すべて学校法人の業務について、学校法人を代表する。ただし、寄附行為によって、その代表権を制限することができる（私立学校法三七条一項）。もっとも代表権を制限しても、これを善意の第三者に対抗することはでき

ない(私立学校法四九条、民法五四条)。

理事の「代表権を制限する」とは、特定の事項について代表権を制限する場合だけでなく、特定の理事について、代表権そのものを与えない場合も含んでいると解されている。そのほか、共同代表の定め、すなわち共同代表理事全員が共同してするのでなければ代表の効力が生じないとする定め、一定の法律行為については理事会などの同意を要する旨の定め、なども代表権の制限である。商法においても共同代表取締役の制度が認められている(商法二六一条二項)。

特定の理事に代表権そのものを与えないのは、代表権の制限ではないとの見解もある。しかし、「制限」をそのように限定的に解しなければならぬ理由はない。また、学校法人にあつては、公共性を高めるという理由から、多数の理事が置かれている現状では、すべての理事が代表権を有するとすると、法人の対外的法律行為に矛盾を生ずる弊害も予想される。大多数の学校法人で理事会で法人の意思決定を行っている実情に徴すれば、理事会の意思決定に基づき、一人または少数の理事のみが代表権を有し、その他の理事、いわゆる平理事は、理事会において法人の意思決定に参加するのみで、代表権そのものは有しないとすする現状が法的にも肯定されるべきものと考えられる(民法法人の代表権の制限の方法については注釈民法(2)二一三頁以下参照)。

ところで、「代表権を有する者の氏名、住所及び資格」は登記事項とされているが(私立学校法二八条、組合等登記令二条)、実務上は、代表権を有しない理事も、すべて、代表権を有する者として登記されている。これは、民法第五四条が準用される結果、代表権の制限はあくまでも内部関係にすぎず、外部との関係となる登記事項に影響しないからであるとされている。しかし、このような取扱いは、代表権を制限できることを私立学校法第三七条一項で定めた趣旨に徴して疑問がある。

⑨ 学校法人の代表権は、実際には、大多数の私学においては、理事長だけに与えている。

なお、法人の意思決定は、私立学校法第三六条で「寄附行為に別段の定めがないときは、理事の過半数をもって決する。」とされている。しかし、この点も、ほとんどすべての私学で「理事会」で決定するものとしている。

法人の不法行為能力について、民法第四四条は次のとおり規定している。

① 法人ハ理事其他ノ代理人カ其職務ヲ行フニ付キ他人ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス

② 法人ノ目的ノ範囲内ニ在ラサル行為ニ因リテ他人ニ損害ヲ加ヘタルトキハ其事項ノ議決ヲ賛成シタル社員、理事及ヒ之ヲ履行シタル理事其他ノ代理人連帯シテ其賠償ノ責ニ任ス

ここで「代理人」というのは、代表機関の意味である。したがって、ある特定事項について選任された任意代理人を含まない。このような代表機関としては、理事のほか、仮理事、清算人、特別代理人(私立学校法四九条、五八条民法五六条、五七条、七四条、七五条)および仮処分による職務代行者のうち代表権を有する者が含まれる。

なお、任意代理人など、法人の被用者の不法行為については、法人は民法第七一五条による使用者責任を負うにとどまる。使用者責任は、代表機関の行為による責任と違い、被用者の選任監督に過失がなかったことを立証すれば免責されることになっている。

職務行為の範囲については、法人の代表機関がその法人のために担当する事務を行うことをいうものと、広く解釈されている。判例は、法人の目的の範囲外の行為で法人の法律行為としては無効でも、その外形より観察して法人の目的の範囲内に於ける行為と見られるものは、職務の執行につき為されたものといわなければならない、として

いる（大審院 昭和九年一〇月五日判決 新聞三七五七一七）。

法人が賠償責任を負うのは、代表機関の行為が不法行為を構成する場合である（民法七〇九条）。したがって、代表機関の故意過失、損害との因果関係等不法行為の一般的要件が存在することが必要である。法人が賠償責任を負う場合、理事個人も責任を負うと解される。

職務行為と認められない行為については、代表機関が個人で賠償責任を負う。第二項は、法人の目的の範囲内に在らざる行為としているが、第一項との対比上、第一項の職務行為以外は第二項によると解されるのである。

不法行為をした代表機関相互間の責任は、連帯責任となると解される。私法上連帯責任とは連帯債務と同義であり、法文に連帯して責に任ずとあるのは（民四四二 七一九、七六一 商二六六一）連帯して債務を負担するというのと（商五一）意義を異にしない②。

第二節 準学校法人

私立専修学校、私立各種学校は、個人、会社その他の法人が設置できないわけではない。現に株式会社、宗教法人立のものもあり、全国専修学校各種学校総連合会には個人立学校の分科会が存在している。しかし、私立学校法の規定にのっとって、専修学校または各種学校のみを設置を目的とする法人を設立することもできる（私立学校法六四条四項）。専修学校または各種学校の設置のみを目的とする法人を「準学校法人」と呼んでいる（同法施行規則六条一項六号、七号）。

準学校法人に対しても、私立学校法の「第三章 学校法人」の規定が準用される（同法施行規則八条）この場合、私立学校法の規定で、「私立学校」とあるのは、「私立専修学校または私立各種学校」と読み替えることとなる（同法六四条五項）。

専修学校または各種学校の設置・廃止等の認可（同法五条一項一号）、

学校閉鎖命令（同条一項二号）、報告書提出要求（同法六条）に係る監督庁の権限は、所轄庁が行うこと、設置・廃止等の認可および学校閉鎖命令を行う場合には、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聞かなければいけないこと（同法八条一項）、私立学校に対しては、所轄庁は、設備、授業料の変更命令（学校教育法一四条）が出せないこと（私立学校法五条二項）、は一条学校の場合に準じる（同法六四条一項）。

また、準学校法人は、組織変更の手続を経て、学校法人となることができるとしている（私立学校法施行規則附則）。又合併については私立学校法施行規則第六条により、合併認可申請書を所轄庁に提出してなすことが出来る。

一。準学校法人と専修学校

①専修学校制度は、昭和五〇年七月、第七五国会における学校教育法の一部改正によって、新たに専修学校の制度を設けるために、追加されたものである。

この改正にともなって、学校教育法施行令および学校教育法施行令規則の関係条文の改正が在り、また文部省による「専修学校設置基準」（昭和五一・一・一〇）が定められた。

これらの改正法令の制定の趣旨について、文部次官通達はつぎのようになっている。

「各種学校は、職業又は實際生活に必要な知識、技術を習得させる教育機関として重要な役割を果たしてきた。しかし、この従来の各種学校の制度は、規模、水準等において極めて多様な内容をもつものを学校教育に類する教育を行うものとして一括して取り扱っており、その教育の適切な振興を図る上で困難な点があった。今回の改正は、学校教育法上新たに専修学校の制度を創設し、従来の各種学校のうち、一定の規模、水準を有する、組織的な教育を行うものを専修学校として位置づけ、その

教育の振興を図ろうとするものである。」(「学校教育法の一部を改正する法律等の施行について」昭和五一・一・一三)

戦後、各種学校の発展は急速かつ著しいものがあつた。敗戦の昭和二〇年に学校数五百余、在学生数約八万であつたのが、三一年にはすでに七五〇〇校、在学者は一〇〇万人を突破するというまさに驚異的な伸び具合であつた。それだけ、いわゆる正規の学校教育以外の教育への需要が増大していることをあらわしていた。この状況に応じて、同年はじめ「各種学校規程」が制定された。しかし戦前からの、各種学校を一段低い学校とみる見方はなおあらためられず、また各種学校に関する法的規定は依然簡略なものにとどまり、それが各種学校に学ぶ者や経営者にとつての大きな不満であつた。そうした事情から、各種学校関係者の間に法改正による各種学校制度改善への要望が強まっていた。

この要望に応える形で、昭和四二年以来四九年までに、前後五回にわたつて学校教育法改正案が政府提案あるいは議員立法として国会に上程されたが、いずれも審議未了廃案に終つて実を結案あるいは議員立法として国会に上程されたが、いずれも審議未了廃案に終つて実を結ばなかつた。それらの改正案は、法的な設備によつて各種学校の「社会的評価の向上」と「公的助成の導入」をねらいとするものであるといわれた。そうした趣旨による法改正はついに実現をみなかつたけれども、このような積み重ねが五〇年七月の法改正による専修学校制度創立への前提となつた。

他方、高校教育の普及にとまらぬ大学進学者の急増は、いわゆる高等教育問題をクローズアップさせ、政府の中央教育審議会あるいは高等教育懇談会における論議は、高等教育の多様化と高等教育計画化の方向を明らかにしてきていた。国際的にみても、一九七〇年代に入るとOEC D諸国においてポストセカンダリーの教育機会のあり方として、新たな「短期高等教育」の形態が模索され始めていた。

こうして、各種学校の制度的設備への要望と新たな高等教育の形態への模索とが結び合つて、従来の各種学校の制度はその長所を認めて存続させながらも、各種学校の一部を正規の学校体系と連結させた形の、新しい学校種類としての専修学校制度が生み出されることになつたのである。ときあたかも、同じ昭和五〇年七月に「私立学校振興助成法」が成立して、私立大学における学部・学科の新増設および定員増の凍結、水増し入学の規制が打ち出され、全体として大学生増加への強い抑政策がとられることになつたのは、たんに偶然の一致といふことはできない。

第八二条の二は、専修学校が学校教育法一条に掲げる大学、短大や高校とは別体系の学校であることをしめし、また専修学校の目的を定めて学校制度としての積極的な意義を明らかにし、かつ専修学校の要件としてその組織的な教育形態を修業年限、授業時数、規模(人数)について規定したものである。

専修学校制度は従来の各種学校を母体に成立したものであるが、本条にみられる各種学校との相違はつぎのような点である。

各種学校は「学校教育に関する教育を行うもの」(私学法八三条)としか定められていないが、専修学校については「職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること」とその目的が明示され、積極的な意義をもつ学校制度であることをしめしている(私学法第七章の二 専修学校)

修業年限は、各種学校にあつては一年以上を原則とし、簡易な技術・技芸等の課程では三月以上一年未満でも可とされているのを(各種学校規程三)、専修学校では総べて一年以上としており、四年制度の専修学校も認可されている。次に「高等課程・専門課程・一般課程」の条文を見てもみよう。

第八二条の三

① 専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。

②専修学校の高等課程においては、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は文部大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達にに応じて前条の教育を行うものとする。

③専修学校の専門課程においては、高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は文部大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者に対して、高等学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行うものとする。

④専修学校の一般課程においては、高等課程又は専門課程の教育以外の前条の教育を行うものとする。

八二条の三は、これまでの各種学校にはみられなかった課程の類型を専修学校について定めたものである。前条によって専修学校の目的は明示されたが、専修学校には教育の対象、内容等においてかなり異なる種類のものが含まれてくる。それらに対する教員資格、設置要件等の基準を一律に定めることは適当でないとして、教育の対象、内容等の差異によって課程を類型化、その類型ごとに基準を定めようとするものである。専修学校のもっとも大きな特色は、各種学校が学校教育法一条の学校との制度的な関連をもっていないなかつたのに対して、本条にみる課程の類型化によって、一条の学校との対応関係が規定されたところにある。これによつて専修学校は、正規の学校体系にいわば「片足を突っこんだ」位置づけを与えられたことができる。

具体的には、高等課程は「中学校の教育の基礎の上に、心身の発達にに応じて」教育を行ない、専門課程は「高等学校における教育の基礎の上に」教育を行なうものと規定されたことによつて、それぞれの教育が中学校または高等学校の教育から「継続性」をもつものとされているのである。これまでの各種学校においても、開設コースごとに入学資格を中卒、高卒等と決めてあるのが、それは各コースごとの個々の入学資格に

とどまるものである。専修学校では、専修学校教育全体を通ずる類型化された課程として制度化しているところが、根本的に異なっている。

このように専修学校の課程と一条の学校との接続関係が規定されると、あたかも高等課程は後期中等教育の、専門課程は高等教育の教育機会として、一条の学校体系から枝分かれして出てきた進学コースのごとき位置づけがなされているようにもみえる。ただこの接続関係は、一条の学校から専修学校への入学に関して規定されているもので、専修学校の高等課程から大学への進学、あるいは専門課程から大学への編入学という関係は規定されていない。その限りでは、専修学校は正規の学校体系に半ば組み込まれているといつてよいかもしれない。

専修学校制度の内部では、学校教育法施行規則(七七の五)によつて、修業年限三年の高等課程を終了した者は専門課程への入学資格が認められているが問題点も多い。

二。「複線型」学制

一条の学校から専修学校への接続関係が定められて、しかも専修学校から一条の学校への進学が認められていないことは、専修学校の高等課程または専門課程が、それぞれ後期中等教育段階または高等教育段階に行止りの袋小路をつくつたことになり、学校体系の複線型化をもたらしたのではないかという見方がありうるであろう。だが、専修学校はあくまでも一条の学校とは別個の学校制度を形成しているもので、各種学校とともに、教育基本法六条に規定する学校の範囲外にあるものであるから、これをもつて直ちに複線型の成立といふ切れるかどうかは問題である。従来の各種学校についても、各種学校の各コースごとに中卒入学、高卒入学と定められていても、それを複線型の学校とはみてきていないのである。

これとは別な意味から、専修学校の登場をもつて複線型学校体系が成

立したとする見解が、法改正実現のための運動を推進してきた各種学校関係者の間にみられる。全国各種学校総連合会の大沼淳会長は、専修学校制度創設の意義を、「日本の教育制度を従来の単線型から複線型に改めたこと」にあると力説している。

しかしそのいうところは、普通教育中心の傾向が強い六・三・三・四制の単線型学校体系に対して、それ以外に、職業教育、技術教育を主とする専修学校の制度が一つの学校制度として公認された、ということに強調しようとするものとみてよいであろう。つまり、これまでの単線型学校のあり方（普通教育化、画一化）に対する批判として、これと対立する概念をあらわす「複線型」という表現を用いて新しい学校の意義（専門化、多様化）をしめそうとしたものと考えられる。

専修学校の課程の類型化をもって、いま直ちにその高等課程を高等学校と同等のもの、専門課程を大学（短大を含む）に相当するものとみなすことは、制度上からもまた実態についてみても、先走りの感を免れない。そして一条の学校との接続関係を複線型であると決めつけて、その単線型化を要求するのも、これまた性急な考え方であろう。一条の学校との関係を単線型化して、専修学校の課程からも進学できるようにすればそれで問題が解消するというようなことではあるまい。

一条の学校との関係は、すでにいささか古典的な概念になっている「複線型か単線型か」という「型」の問題であるよりは、中卒者を対象とする専修学校の高等課程の場合は、むしろ今後の高校教育の性格がどうなっていくべきかということと併せて考えられなくてはならない性質のものであろう。同様に、高卒者を対象とする専門課程についても、従来の学校体系をそのまま前提として考えるのではなく、全体としての教育制度のなかで新しい高等教育の姿がどうあるべきかということから検討されなければならない問題であろう。平成四年五月現在、学校法人三四〇八校、生徒数八六万強に達しており、昭和六〇年九月から一定要件を

備えた修業年限三年以上の専修学校高等過程終了者に対し大学入学資格を付与し、更に平成三年七月からは、修業年限二年以上の専修学校専門過程における学修を大学・短大等における授業科目の履修とみなし、大学・短大等の定めるところにより単位を付与出来る制度が創設されるなど、制度面での改善も進められている③。しかし高校進学状況から考えても、中卒後入学の高等課程が今後とも伸びる予想は立てにくく、専修学校はポストセカンダリーの教育機関としての性格を強めていくものと思われるが問題点も多い。私立学校法第八二条の四は、高等課程または専門課程を置く専修学校の名称について規定したものである。

高等課程を置く専修学校は高等専修学校、専門課程を置く専修学校は専門学校と称することができるのであるが、しかし文言としては専門課程であるがその目的からして、専門教育を行うところとはなっていない④。これら以外のものはこれらの名称を用いてはならず、また専修学校以外の教育施設は専修学校と称することができないことになっている（八三の二）。

さらに専修学校設置基準では、専修学校の名称は、「専修学校として適当であるとともに、当該専修学校の目的にふさわしいものでなければならぬ」（基準二〇）としている。これは、一条の学校に似た名称を用いたりすることは不適當であり、また専修学校の目的に応じた分野および課程にふさわしい名称が用いられるべきであることを規定しているものである。

なお、専門課程とその他の課程を置く専修学校は専門学校と称して使用することができ、また高等課程と一般課程を置く専修学校も高等専修学校の名称を使用しても差支えない。

三. 分野と学科

専修学校の名称は、右にのべたように当該専修学校の目的に応じた分

野および課程に相当する名称が用いられるべきであるが、この「分野」については設置基準ではつぎの八つに区分してあらわしている（基準別表第一）。

工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係、教育・社会福祉関係、商業実務関係、家政関係、文化・教養関係

これらのうち設置課程数のもっとも多いものは家政関係の分野の課程である（昭和五一・一・一〇、文部省令 第二号）

さらに設置基準では、専修学校の各課程には、分野の区分ごとに「教育上の基本組織」を置くことを規定し、その基本組織には一または二以上の「学科」を置くものとしている。学科は当該専修学校の学則記載事項となるものであるが、分野ごとの学科の例を若干あげればつぎのようなものがある。

▽工業関係——建築科、電子工学科、情報処理科、自動車整備科、測量科等

▽農業関係——農業科、園芸科、畜産科等

▽医療関係——看護科、歯科技工科、臨床検査科、診療エックス線科等

▽衛生関係——栄養科、調理科、理容科等

▽教育・社会福祉関係——保育科、幼稚園教員養成科等

▽商業実務関係——経理科、簿記科、タイポ科、秘書科、観光科、珠算科等

▽家政関係——洋裁科、和裁科、編物科、料理科、家政科等

▽文化・教養関係——音楽科、美術科、デザイン科、演劇科、華道科、英語科、書道科、一般教養科等

したがって、専修学校の目的にふさわしい名称の例としては、設置する学科まで含めている場合には、○〇商業高等専修学校課程商業科とか、××工業専門学校専門課程電子工学科とか、△△家政専修学校一般課

程料理科というような名称が、標準的なものとして考えられるであろう。第八二条の五は、国および地方公共団体以外の、専修学校の設置者の要件を規定しているものである。

学校教育法一条の学校は、国、地方公共団体および学校法人のみが設置できるとされているが、専修学校の設置者についてはそのような制限はなく個人、株式会社等も認められている（学教法八二条の五）。

第三節 高等専門学校の制度化

一。高等専門学校

高等専門学校は、短大制度の再検討、改編の動向と密接に関連している。

それは、昭和二六年政令改正諮問委の「教育制度改革に関する答申」による「二年又は三年制の『専修大学』の設置」の提案にすでにあらわれていた。すなわち、提案は大学を「二年又は三年の専修大学と四年以上の普通大学とに分つこと」とし、さらに、「高等学校(三三)と大学の(二二)又は(三三)とを併せた五年制又は六年制の農、工、商、教育等の職業教育に重点をおく『専修大学』を認めること」としていた。ここでは、国立大学をその規模能力に應じかつ地方的事情を考慮して二種類の大学に区分し、普通大学となるものについても、施設、スタッフなどの充実の期しがたい学部学科については、五年制または六年制の専修大学に再編することが示唆されており、明らかに六・三・三・四の学校体系の中等教育段階および高等教育段階を複線型化し、六・三・五（または六）の学校体系を提案するものであった。

この専修大学の構想は、昭和二九年の短期大学教育課程等研究協議会の「短期大学制度の確立について」の決議、同年の中央教育審議会の「大学入学者選考およびこれに関連する事項について」の答申および三一年

の「短期大学制度の改善について」の答申、さらに、三二年の「科学技術教育の振興方策について」の答申にうけつがれた。すなわち、前者の決議においては、名称は短期大学でもよいが、専科大学または専門大学でもよいとし、修業年限二―三年を甲案とし、乙案として、「特別の必要がある場合は、現行の高等学校及び短期大学を合せて、五年又は六年とするものをも設けることが考えられる」とした。中教審の昭和二九年の答申は大学への入学者選考を中心とするものであったが、「各大学に対する志願を平均化する」ための制度改革として、短大制度の恒久化、「短期大学の課程と高等学校の課程とを包含する新しい学校組織を認め」、「その修業年限を五年又は六年とするものを設ける」とした。

さらに、昭和三二年の答申でも「一貫して充実した専門教育を受けるため、必要がある場合は、高等学校の課程を包含する短期大学（あるいはその他の名称）を認める」とし、修業年限を五年または六年としていた。また、昭和三二年の答申においても、技術者の養成のために「短期大学と高等学校を合わせた五年制又は六年制の技術専門の学校を早急に設けること」を提案した。

これらの構想はおもに産業界の要求にもとづくものであった。日経連教育学部会は昭和二七年に「新教育制度の再検討に関する要望」を発表し、「大学制度の改善」については「大学専門学校別の存した旧学制がむしろ好ましい」とする新教育制度にたいする「企業側の不満」を考慮し、すみやかなる「大学制度の根本的検討」を要望した。さらに日経連教育委員会は昭和二九年に「当面教育制度改善に関する要望」を発表し、大学における法文系編重の不均衡をすみやかに是正し、大学の全国的画一性を排除し、専門教育の充実を図り、とくに中堅的監督者職業人を養成することとし、「一部新制大の年限短縮、あるいは一部短大と実業高校との一体化などにより五年制の職業専門学校にすること」を新学校制度の一つとして提起した。そして、昭和三一年には「新時代の要請に対応す

る技術者要請のための理工科系大学教育の改善」のため「二年制の短期大学と高校を結びつけ五年制の専門大学を設け」ることを重ねて強調した。

産業界の強い要求を背景とする五年制専科大学の制度化が政府レベルでとりまとめられ、昭和三三年に「専科大学法案」が国会に提出された。しかし短期大学との関係をどう処理するかの問題で私立短大当局の反対などにより、三三年から三四年にかけて三回も国会に提出したが廃案になった。しかし、中堅技術者の養成機関の制度化にたいする産業界の要求はいよいよ強く、昭和三六年の第三八国会で高等専門学校を創設するための学校教育法の一部改正案として強行成立させた。

その改正案は、「高等専門学校には工業に関する学科を置く」とし、専科大学ではなしに工業高専の創設というかたちで提出されたが、事実上廃案とされた専科大学法案に限定されていたが、後に昭和四三年には商船関係、さらに四六年には工業を電波通信に拡充し、更に平成三年の改正で工学以外の学科も始まることとなった。その数はすでに六五校におよび、山梨、滋賀、佐賀、沖縄を除く全国に配置されている。すでに述べたように、高専の制度化によって、中等教育後期段階から高等教育段階におよぶ学校体系の複線型が制度化されたことになる⑤。

二。高等専門学校制度の内容と問題点

高等専門学校に関する各条の規定についてはそれぞれ高等専門学校設置基準に（以下、設置基準とする）明らかにされている。

大学とも異なる高専は制度化の経過からも示されるように多くの問題点をもっている。

第一に、校長への権限集中による管理運営体制の強化の問題である。教授会の規定がないため、教官会議、学科会議などはあるが校長の補助・諮問機能的であり、主任会や教務主事・学生主事のもとにおかれる各委

員会などが最高諮問委員会的存在になっている。また、人事の学内審議機関が認められず、人事一切が文部大臣と校長に掌握されていることをふくめて学校運営が権力的である。教職員の労働条件や研究条件は大学にくらべていちじるしく悪い。

第二は、教育内容・教育課程をめぐる問題である。設置基準に示されている時間数だけでも週最低三八時間が事実上の必修として単位制ではなく学制で課される。しかもその内容は専門教育に大きく傾斜しており、高校に短大を加えるという形になっている。したがって関係者の間から一般教養の不足が強く指摘されてきている。また学年制で事実上の必修であることから一科目でも不合格をとると留年の対象となりうるし、二年連続の留年は認められないので、学生にとっては詰込授業に受動的についていくという傾向が強められ、創造的知的な自己開発の力を身につけた技術者の育成にはなかなかかきえないという状況が指摘されている。

第三に、一五歳から二〇歳という、発達段階からすれば子どもから大人への大きな心身の変換期の青年にたいする指導がきわめて官僚的であり反動的であって、事実上自治活動を否定する指導と統制がおこなわれていることである。学園の秩序を乱さない、学外活動は学校の承認と指導をうける、校内集会なども許可制とする、印刷物の配布、掲示などの許可制、政治活動の禁止などが普通であり、学生の正しい社会認識をゆがめている。

第四に、高専は専科大学を専門学校に衣がえして制度化されたものであり、その目的は、専科大学法案における専科大学の目的、したがって私学法六九条の二第一項に規定する短期大学の目的とほぼ同じであり、職業専門教育をおこなう教育機関とされている。しかし、大学の一種ではない専門学校であるということから「深く専門の学芸を教授」する教育機関であり、その点で短期大学の「深く専門の学芸を教授研究」する

大学と区別されている。しかし、その目的からして当然深い研究がおこなわれなければならないから、設置基準においてはとくに二条に教育水準の維持向上のため「必要な研究が行なわれるように努めるものとする」とされている。大学編入学資格について私学法七〇条の八により大学編入学出来ることになっており、大学・大学院への進学する途が開かれている。

四。学校法人と準学校法人の問題点

学校とは学校教育法第一条によれば、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、看護学校及び幼稚園とするとし、学校法人とは私立学校法第三条において私立学校の設置を目的としてこの法律の定めるところにより設立される法人をいうとしている。従って学校教育にいう学校には専修学校、各種学校は入らないこととなる。更に専修学校及び各種学校は準学校法人（私立学校法施行規則第六條六号及び七号、第七條、第九條、第一四條）と呼ばれ学校法人に比し劣悪に取扱われている。以下これについてくわしくみてみることにしたい。

先づ、高等学校を入学資格とする短期大学、高等専門学校及び高等学校並びに専修学校の目的をみるに、次の表の様になっている。

第一表 学校の目的の比較

学校	目的
高等学校 (学教法四〇条)	中学校における教育の基礎の上に心身の発達に 応じて、高等普通教育及び専門教育を施す ことを目的とする。
短期大学 (学教法五九条の二)	大学は第五二条の目的に代えて深く専門の学 芸を教授研究し、職業又は実的生活中に必要な 能力を育成することをおもな目的とすることが できる。
高等専門学校 (学教法七〇条の二)	高等専門学校は深く専門の学芸を教授し職業 に必要な能力を育成することを目的とする。
専修学校 (学教法八二条の二)	第一条に掲げるもの以外の教育施設で職業若 しくは実的生活中に必要な能力を育成し又は教 養の向上を図ることを目的として組織的な教 育を行うものは専修学校とする。
専門課程 (学教法八二二三)	③専修学校の専門課程において、高等学校若 しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は文 部大臣の定めるところによりこれに準ずる学 力があると認められた者に対して高等学校に おける教育の基礎の上に、前条(八二一二) の教育を行うものとする。

これを高等学校又は高等学校を入学資格とする学校の目的の相違を見
ると次ぎの通りである。

高等学校——専門教育を施す

短期大学——深く専門の学芸を教授研究し……
 高等専門学校——深く専門の学芸を教授し……
 専修学校——専門教育という文言はなく単に職業若しくは実生活中に
 必要ある能力の育成となつて居り専門課程があるが専門
 の教育をなす学校とはいえないのである。

更に寄附行為の変更には所轄庁の認可が必要となる(私立学校法四五
 条)。この場合所轄庁とは私立高等学校以下の学校のみを設置する学校法
 人について都道府県知事であるとなし専修学校は高等学校以下に記載さ
 れている。更に私立学校法六四二条二項によれば学校法人は学校(一条校)
 のほか、専修学校又は各種学校を設置することができると下位に記載さ
 れている。

又専修学校は昭和五〇年七月の第七五回国会で成立した学校教育法の
 一部改正により専修学校制度が創設され、来年で一七年目を迎えている。
 今や専修学校は大学、短大と並ぶ高等教育機会として平成三年五月現在
 で学校数二、七八八校、在学生徒数六五万八千人を教え、高等学校卒業
 生の一四、九%が進学している。しかし、一八才人口の急減期を控え、
 今後大学、短期大学と競争してゆく厳しい環境を乗り越え、豊かな将来、
 展望を切り開いてゆくためには同じ学校法人という経営組織体でありな
 がら、学校法人並びに専門学校は大学、短期大学に対する国等の補助、
 助成と比較するとき、益々格差が拡大している状況にあり、専修学校会
 体の国の助成会が日本大学一校にも及ばないのは問題があると考えらる。

文部省も大学設置基準が改正された平成三年七月から大学や短期大学
 は学生が専修学校で取得した単位についてもこれを自分の大学の単位と
 して認定できるようにした。しかし、あくまで「大学において大学教
 育に相当する水準を有すると認めたものに認めるものであり、通信教育
 生(短大通信生とのダブルスクールの学生)の単位認定に用いられる程度
 である。その他国家試験資格等にも不利なものが多く、改善すべき点か

多い。

学問の自由（日本国憲法第二三条）、法の下の平等（憲法第一四條）、教育を受ける権利（憲法第二六條）を達成せんとすれば高等専門学校の受け皿として設立された大学、たとえば豊橋科学技術大学の様な大学を設立する必要があろう。

専修学校の受け皿としての専科大学（仮称）大学院を設立し通信教育学部を併設し大学進学を志すものを救済する途を講ずる等の方策こそが専修学校生を救う唯一の方途であると信ずるものである。これこそが複線型の学制を単線型とし、専修学校の進学の袋小路を防ぎ、法の下の平等、教育の機会均等を達成する途であると信ずる。

注 ① 俵正市 著 私立学校法 法文社 五五頁。

学校法人と財団法人の違いを比較すれば次の通りである。

② 末川博 編 法学辞典 日本評論社 一〇三三頁。

③ (財)専修学校教育振興会 平成五年版 分野別全国専修学校総覧 四頁。

④ 拙著 専修学校（専門課程）の問題点とその対策私案

事項	財団法人	学校法人
一 通則関係 1 目的 2 資産 3 収益事業	祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其他公益に關し、營利を目的としないこと。限定なし。 明文の規定なし。	私立学校の設置 その設置する私立学校に必要な施設および設備またはこれらに要する資金ならびにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有すること。 収益を目的とする事業を行なうことができる旨の規定あり。
二 設立関係 1 許認可権者 2 寄附行為記載事項 3 審査	主務官庁（一定のものについては、知事等に委任） 一 目的 二 名称 三 事務所 四 資産に関する規定 五 理事の任免に関する規定	大学または高等専門学校を設置する法人は文部大臣、大学以外の学校のみを設置する法人は知事 一 目的 二 名称 三 その設置する私立学校の名称、課程等 四 事務所の所在地 五 役員に関する規定 六 評議員会および評議員に関する規定 七 資産および会計に関する規定 八 収益を目的とする事業を行なう場合には、その事業の種類その他その事業に関する規定 九 解散に関する規定 十 寄附行為の変更に関する規定 十一 公告の方法 所轄庁が資産が要件に該当しているかどうか、寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうか等を審査し、かつ、審議会の
	主務官庁の自由裁量	

事項	財団法人	学校法人
4 寄附行為の補充 5 設立の時期 三 管理関係 1 役員の種類と数 2 理事長 3 役員を選任分野	裁判所 許可があつたとき 理事一人以上 監事一人以上、ただし置かなくてもよい。 規定なし。 制限なし。	意見を聞いた上で決定 所轄庁 設立の登記をしたとき 理事五人以上、うち一人は理事長 監事二人以上 理事のうち一人は、理事長となる。 理事 ①設置学校の長（二人以上のときは一人または数人） ②評議員のうちから寄附行為により選任 ③その他寄附行為により選任 各役員については、その配偶者または三親等以内の親族が一人をこえて含まれることになつてはならない。 禁治産者および準禁治産者、禁以上の刑に処せられた者、免許状取上げの処分を受け二年以上を経過しない者、日本国憲法施行の日以後において日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成しまたはこれに加入した者 監事と理事その他法人の職員（学校の職員を含む） 理事または監事のうち、その定数の五分の一をこえるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならぬ。 評議員会制度を設け学校法人の公共性を高めたい。なお評議員会を議決機関とすることもできる。 所轄庁の認可を受けて変更できる。 財産目録 貸借対照表
4 役員と同族支配の禁止 5 欠格事由	制限なし。 剝権公権者および停止公権者	
6 兼職禁止 7 役員への補充 8 評議員会制度	規定なし。 規定なし。 規定なし。	
9 寄附行為の変更 10 財産目録等の備付 寄附行為	明文の規定はないが、認可としている。 財産目録 寄附行為	

事項	財団法人	学校法人
<p>11 会計年度に関する規定</p> <p>四 一般的監督</p> <p>1 業務の監督</p>	<p>役員およびその他の職員の名簿および履歴書 勤務日誌 寄附行為に規定する機関の議事に関する書類 収入支出に関する帳簿および証拠書類 資産台帳および負債台帳 官公署往復書類 その他必要な書類および帳簿 寄附行為に別段の定がないときは毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終るものとする。</p> <p>法人の業務は、主務官庁の監督に属する。 主務官庁は、何時にても職権をもって業務および財産の状況を検査することを得。 文部大臣は、文部大臣を主務官庁とする法人（以下2、3および4において「法人」という。）に対し、報告を求めまたは資料を提出させることができ、またその職員をして法人の業務および財産の状況を実地に就いて検査させることができる。 文部大臣は、法人の監督上特に必要があると認めるときは、事業計画およびこれに伴う収支予算について変更を命ずることができる。 この場合において、その法人の理事その他の役員に対して意見を述べ、意見を与えるものとする。</p>	<p>収支計算書</p> <p>四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。</p> <p>なし。 所轄庁は、私立学校に対して、教育の調査、統計その他に必要なら報告を求めることができる。</p> <p>なし。</p>
<p>2 承認事項</p>	<p>法人は、その財産の処分をし、または収支予算をもつて定めるものを除く外、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、文部大臣の承認を受けなければならない。借入金をしようとするときも、また同様とする。</p> <p>法人は、年度終了後三月以内に、その年度末現在の財産目録を添付して、その年度における左の事項を文部大臣に報告しなければなら</p>	<p>学校に関しては認可事項あり。</p> <p>なし。</p>
<p>3 報告事項</p>	<p>なし。</p>	<p>なし。</p>

事項	財団法人	学校法人
<p>4 届出事項</p>	<p>ない。 事業の状況 処務の概要 収支決算 財産増減の事由</p> <p>法人は、監事が就任し、離職し、または死亡したときは、三週間以内にこの旨を文部大臣に届け出なければならない。 法人は、年度開始前に、翌年度の事業計画およびこれに伴う収支予算を文部大臣に届け出なければならない。 法人は、事業計画およびこれに伴う収支予算を変更したときは、すみやかにこれを文部大臣に届け出なければならない。 以上のほか登記に関する届出あり。</p>	<p>登記に関する届出に含まれるのでとくにこれについての規定はない。 なし。</p>
<p>5 解散命令</p>	<p>法人がその目的以外の業務をなし、または設立の許可を得たる条件に違反し、その他公益を害すべき行為をなしたときは、主務官庁はその許可を取り消すことを得。</p>	<p>登記に関する届出事項あり。 その他学校に関して届出事項あり。 所轄庁は、学校法人が法令の規定に違反し、または法令の規定に基づく所轄庁の処分を違反した場合においては、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限り、当該学校法人に対して解散を命ずることができるとする。 ① 密附行為で定められた事業以外の事業を行なったとき。 ② 収益を私立学校の経営の目的以外の目的に使用したとき。 ③ 事業の継続が私立学校の教育に支障があるとき。</p>
<p>6 収益事業の停止</p>	<p>なし。</p>	<p>国または地方公共団体は、学校法人に対し、補助金を支出し、有利な条件で貸付金をし、その他財産を譲渡し、もしくは貸し付けることができることとし、それに伴う監督規定を</p>
<p>五 助成及び監督 1 助成制度</p>	<p>なし。</p>	<p>なし。</p>

事項	財団法人	学校法人
<p>2 助成に伴う監督</p>	<p>なし。</p>	<p>置いた。 ①助成を受ける法人に対する権限(二ホへは 經常費補助金で政令で定めるものを受ける もののみ) イ助成に関し必要ありと認める場合、業務 会計の状況報告 ロ助成の目的に照らし不相当であると認め る場合、予算の変更命令 ハ法令、所轄庁の処分、寄附行為に違反し た役員了解職勧告 ニ助成に関し必要ありと認める場合質問検 査 ホ法令等に違反することとなると認められ る大学および高等学校の学科増、大学院 の研究科増ならびに定員増等の計画の変 更又は中止の勧告 ヘ学校が設備、授業その他の事項について、 法令等に違反した場合の変更命令 ②助成決定の際の条件を欠き、助成の継続を 不相当と認めるときおよび①の措置に従わ なかつたときはその後の助成をやめる。</p>
<p>六 解散について 1 解散事由</p>	<p>一 寄附行為を以つて定めたる解散事由の発 生 二 法人の目的たる事業の成功またはその成 功の不能 三 破産 四 設立認可の取消</p>	<p>一 理事の三分の二以上の同意および寄附行 為で更に評議員会の議決を要するものと定 められている場合にはその議決 二 寄附行為に定めたる解散事由の発生 三 目的たる事業の成功の不能 四 学校法人または第六十四条第四項の法人 との合併 五 破産 六 所轄庁の解散命令 学校法人その他教育の事業を行なう者のうち から選定</p>
<p>2 残余財産の帰属</p>	<p>規定なし。</p>	<p>規定なし。</p>

事項	財団法人	学校法人
<p>3 合併制度</p> <p>七 その他</p> <p>1 特別代理人、仮理事の選任者</p> <p>2 名称保護</p> <p>八 罰則（抄）</p>	<p>なし。</p> <p>裁判所</p> <p>規定なし。</p> <p>検査を妨げたとき、 五円―二〇〇円の過料</p>	<p>国庫に帰属した財産は、私立学校教育の助成のため使用する。</p> <p>理事の三分の二以上の同意があり所轄庁の認可を受けなければならない。</p> <p>所轄庁</p> <p>学校法人、準学校法人以外の者は、学校法人の文字を使用してはならない。</p> <p>収益事業停止命令違反</p> <p>一〇、〇〇〇円以下の過料</p> <p>名称禁止違反</p> <p>五、〇〇〇円以下の過料</p>

専修学校（専門課程）の法的問題点とその対策私案

はしがき

平成四年五月現在の専修学校は数の上では三四〇八校であり、断然多い。これは大学等に比し、規模が極めて小さいことを意味する。又、生徒の数は約八六万人であり、今や短大生を上回る数と相成った（財団法人専修学校教育振興会 全国専修学校総覧 平成五年度版 三八―三九頁）。

これは専修学校発足の昭和五一年以来、文部省を始めとする関係諸機関の努力及び専修学校関係者等の並々ならぬ研鑽、努力に負うものであり、先人達に衷心より感謝するところである。

一方これらの努力にも拘らず、なお問題点も多い。筆者は一老学徒であり、専門学校をこよなく愛するあまり些か脱線するかも知れないが、大方諸兄に対し失礼を顧みず、率直に私見を述べ、専門学校の法的地位の向上発展を願うため本稿をしたためたものである。

一、戦前の学校制度

日本における教育は遠く古代の生活が始まった時からであると云われている。しかし、制度としての学校教育が始められたのは、明治五年の学制が創始である。

それによれば、概ね次の形態であった。別紙第1図 学校系統図 昭和一九年（文部省編 学制百年史帝国地方行政学会 三七四頁）。

戦前は、その他に陸海軍大学校等のこの系列に這入らない学制があったが、何れにしても学制は複線型であった。しかし勉学の意欲ある者は、

制度上多少困難はあったが、何れにしても最高の学府まで学ぶことが出来たのである。

二、アメリカの占領と戦後の学校制度

昭和二年七月七日の北京郊外における芦溝橋事件に端を発した日支事件は中国全土に飛び火し、更に昭和一九年一月八日のハワイ真珠湾の空襲開始となり大東亜戦争、第二次世界大戦へと拡大された。しかし、昭和二〇年八月六日新型爆弾（当時の新聞はこの様に云っており、原子爆弾とは云っていない）の投下、三日後の九日長崎への投下を経て、日本は九月二日降伏文書に調印、全面降伏と相成り、これで戦争は終りを告げ、日本国民の復興の第一歩が始まった。

連合軍最高司令官マッカーサー元帥が厚木飛行場に降り立ったのは、これより少し遡り八月二十八日であった。この日より日本はアメリカを主体とする連合軍の占領下に置かれ、アメリカ式民主主義の実践が開始された。

昭和二年三月五日にはアメリカ教育使節団が来日し、日本の教育制度は大きく変わる事となった。

多くの指導者は所謂公職追放となり、官僚統制の排除、六・三・三・四制など教育の民主化を勧告された。この連合軍の占領政策の下に旧制の学制は新制度に改められ、戦前の勅令を主体とした教育行政は撤廃され、法律を土台とした教育行政に切り替えられた。その結果、概ね次のような学制（別紙第2図 学校系統図 昭和二四年 前掲書 三三六頁）となり、戦前の複線型がまがりなりにも単線型に変革した。

この特色は全て能力と意欲のある人間が等しく教育を受ける権利を確保したことである。即ち教育の機会均等、法の下での平等、学問の自由の保障であった。この制度の実現に教職員も目覚め、一部官僚の保守的政策に激しい抵抗運動を展開した者もあった。

三、戦後の学校制度の変革と専修学校（専門学校）

戦後の学制はアメリカ型となり、特殊なものを除いて単線型の学制となり、学問の自由、法の下の平等は一応保障されることになった。

一方多数先輩の御努力により、昭和五年に誕生した専修学校は、社会の多様なニーズに的確に答えて、社会の各分野へ数多くのスペシャリストを送り出すことになった。

しかしひるがえって見ると、何時のまにか複線型の学制となり、戦前と異なる新たな問題を引き起こすことになった。即ち専修学校を主体とする専門学校は（別紙第3図 東洋他編 学校教育辞典 昭和六十二年教育出版 四五二頁）は、ここで上級学校に進む道が閉ざされ、一般的に云って下級技術者、下級職員に甘んじなければならないこととなった。

人間はその能力と意欲に応じ、自由に勉学する道を選ぶことが出来ることは、法の下の平等と共に日本国憲法の規定するところである。とすると、若き能力ある専門学校生徒が、更に上級の学校へ進ことが出来る方策を講ずることが要望される所である。以下これらの問題点に触れることとする。

四、専門学校の問題点

民主主義下における学校、特に私立学校についてあるべき姿はすべて国民は個人として尊重され（憲法一三条）、法の下の平等（憲法一四条）、学問の自由の保障（憲法二三条）されるということであり、すべての国民は法律の定めるところによりその能力と意欲に応じて、等しく教育を受ける権利を有する（憲法二六条）ことである。更にその裏付けとして弱者の保護を後ろだてとしている（憲法二五条 生存権の保障）。

これを受けて学校教育法が制定され、六・三・三・四の単線型の学校体系に改められたことは先に述べた。これにより旧制に見られた進学途

上における多くの袋小路や制度上の隘路が除去され、すべての進学希望者がこの能力に応じて進学する制度が出来、教育の機会均等が具現されるべきであると信じられる（教育基本法三条）。

しかるに昭和五年より発足した専修学校は、職業もしくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として規定されたものであり（学校教育法八二条の二）、専修学校の専門課程（専門学校と称することが出来る）は高等学校における教育の基礎の上に、前条（学校教育法八二条の二）の教育を行うものとしており、呼称は専門学校であるが、専門教育を行うことになっていゝと一言も云っていないのである。日本の常識的文言とは内容が異なるのであり、内容と表現の不一致が甚だしいと云われなければならない。

これに対し所謂一条校（学校教育法一条）の目的を一瞥すれば次の様に要約することが出来る。

- (1) 高等学校は中学校の基礎の上に高等普通教育及び専門教育を行う（学校教育法四一条）。
- (2) 大学は深く専門の学芸を教授研究し、知的道德及び応用的能力を展開させる（学校教育法五二条）。
- (3) 短大は深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成する（学校教育法六九条の二）。
- (4) 高等専門学校は深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成する（学校教育法七〇条の二）。更に大学の進学の道が開かれてゐる（学校教育法七〇条の九）。

以上を専修学校と比較するとき大学、短大、高等専門学校は目的と掲げている名称は一致しているのに対し、専修学校（専門学校）は専門教育を行うとの規定は存在しないことは、前記文言上からも明確である。

これに対しあたかも専門学校は専門教育を行うことに大きな特色を持つ（この種文言は毎日の新聞紙上の募集広告欄を賑わしている。更に財

団法人専修学校教育振興会 平成五年版 全国専修学校総覧にもこのことが随所に見受けられる」との記載が多く見受けられるが、これらは極限するならば、名は実を表さず虚偽表示の一種であり、多くの国民を偽りもするものと云っても過言ではないであろう。

更に私立学校法第四五条の所轄庁の項で、この場合所轄庁とは私立大学及び私立高等専門学校を設置する学校法人については文部大臣、私立高等学校以下の学校のみを設置する学校法人については都道府県知事である(文部省 高等教育局私学部編集 私学必携〔第七次改訂〕 第一法規出版株式会社 四五三頁)となし、専修学校は高等学校以下に格付けされている。以下とは云うまでもなくこれより下の意である。

又専修学校のみを設置する私立学校法人は、所謂進学校法人として準の字が付されている(前掲書 四五四頁、日本私立学校振興財団法二条三号等)。準とは云うまでもなく「その次に位す」(岩波書店 広辞苑 一〇七三頁)の意味である。

更に私立学校の学校数、学生生徒数の高等教育機関欄には大学、短大、高等専門学校のみが記載され、専修学校は欄外に記載されている(前掲書 四五六頁、別紙第四)。これは高等教育機関として認知されていない証拠と云えよう。

たとえば、代表的国家試験と云える司法試験法(昭和二四・五・三一法一四〇)、公認会計士法(昭和二三・七・六 法一〇三)、不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三八・七・二六 法一五二)、税理士法(昭和二六・六・一五 法二二七)において、専修学校は一次試験の免除、受験資格について何等言及されず、学校としての価値が認められないことは残念で憤りさえ感ぜられる。

また国家公務員、地方公務員はその職務を遂行するにあたって法令条例等に従い、且つ上司の職務上の命令に従わなければならない(国家公務員法九八条① 地方公務員法三二条)となっており、所謂公務員とし

ては、法律に規定しないことを行うことは事実上禁止されていると云ってよい。

このことは大は助成金、税法に表れ、小はJ.Rの定期券、高野連への加入問題等とその実体が表れていることは周知の事実である。

五、専門学校の対策私案

専門学校は一般的に中等教育の基礎の上に分化した、実際的な高等の学術技術を教授する高等レベルの学校(東洋他編 学校教育辞典 教育出版 二五一頁)と云うのが一般的文言的常識的解釈であろう。しかるに法律的には一般的解釈に反し、専門教育機関でも高等教育機関でもないことはすでに述べた通りである。

専修学校に関しては昨年来大学の科目三〇単位の認定が実施され、専門士の称号、特定公益増進法人の認定、助成金の大学並みの陳情、全国専門学校協会の設立等、関係者の並々ならぬ努力がなされ、除々にではあるが改善がなされている所である。しかし残念ながら法的規定がないのに、ただ陳情を繰り返しても限度があり、法の壁を乗り越えることは極めて困難であろう。

大学の科目の認定にしても父兄、生徒、教職員の側に立ってみるとき、今大学、短大に入学するとしてメリットがあるであろうか。大学、短大で二年生に編入出来るであろうか。大学相互間においても同学年への編入は殆ど例がないと思われる現状を見るとき、認定単位はサボリ癖を唯々助長する何物でもないであろう。

又専門士の称号にしても上級学校に進めない袋小路の名称であり、実体を知るものはむしろ遠慮するであろう。然らば如何なる方策があるであろうか。関係諸機関、大方の諸賢が大変努力されている労を多とするものであるが、現在行われている協力会議とか審議会とかでの様な答申なり決議がなされても、法律の制定がなければ強力な力を発揮するこ

とが出来ないのである(もともと法律制定への足がかりをうることに意義はあるけれども)。そこで急遽の一策として、専修学校が連合して「連合大学」を設立し、大学院、通信制を併設し、各専門学校より能力と意欲のある学生を受け入れて、専門学校が袋小路に入り込んで動きがとれない様な現状を打破することも一つの方策であろう。

今日一つの大学の補助金が全国の専門学校全部の助成金を越えていると云われる不公平は、何としても解消されねばならないことだと信ずる。高等学校一校設立するのに三〇億円もかかると云われる。一校分のお金で国、地方自治体等より土地を提供して戴き、建物、教授陣等は各専門学校が分担受け持てば、十分実現の可能性があると思う。

専門学校はたゆまざる努力により、大学等で取得出来ない多くの資格取得の出来ることは認める。又国家試験の受験勉強で大学等より数等優れた専門学校も一部ではあるが存在することは、敬服に値する。このことは我々も肝に銘じている所であるが、民主主義が目指すものは最大多数の最大幸福であり、法の下の平等であり、弱者の保護である。

筆者は専門学校をこよなく愛するがため、貧しきを憂えず、均しからざるを憂うものである。法の下の平等、法による権利の実現、世の底辺の者のレベルアップこそが今後の日本の繁栄と国際協調を実現するの方途であると信じ、拙論を展開した次第である。

浅学不才、老学徒の身を顧みず、敢えて不備不完の恥を恐れず、大方諸賢の聡明な御検討を希うて擱筆する次第である。

平成四年 文化の日

工藤 市兵衛

財団法人専修学校教育振興会理事長

全国専修学校各種学校総連合会会長

大森 厚 様

⑤有倉遼吉 編

新版教育法 日本評論社

一八五頁。

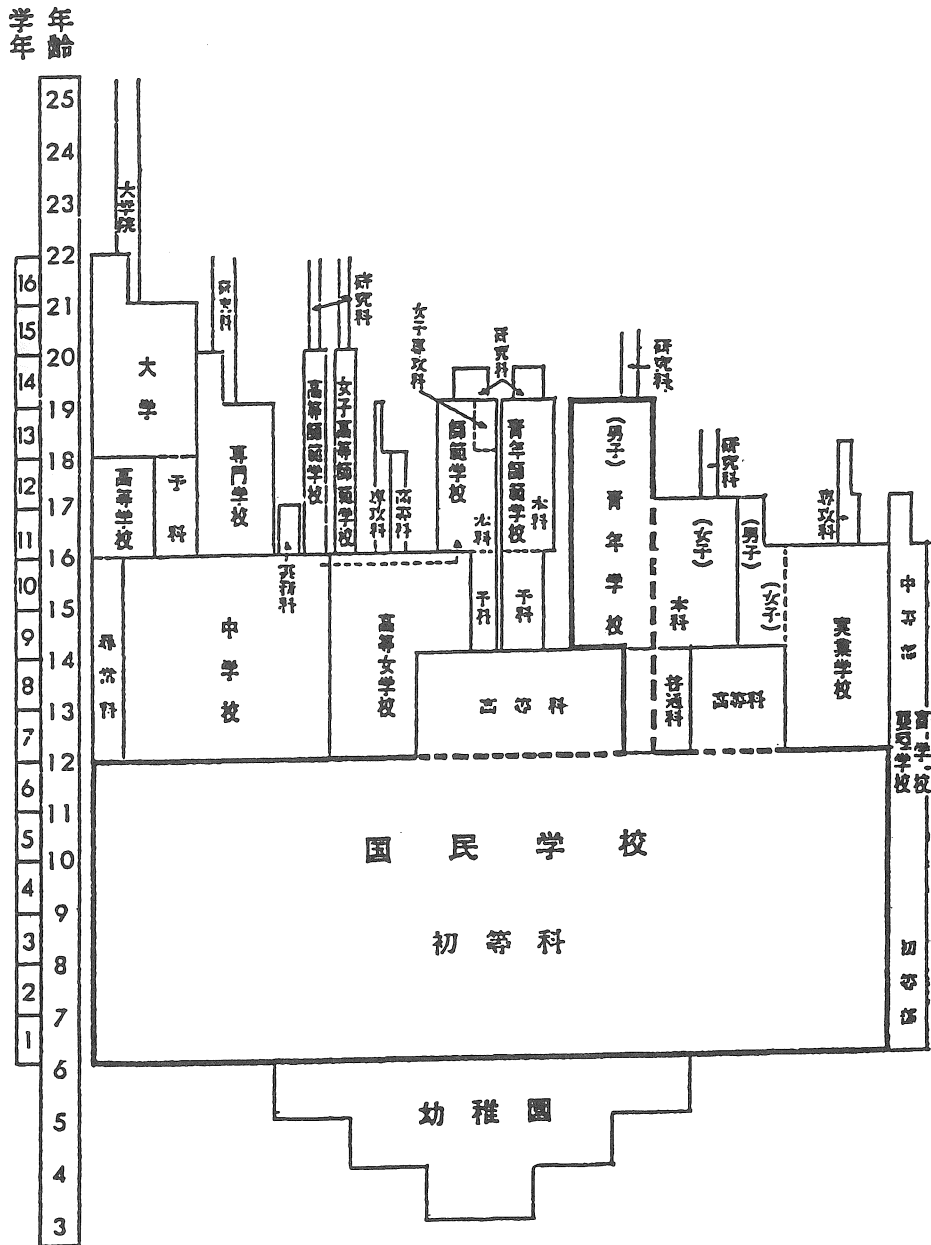
私立学校の学校数・学生生徒数

(平成3年5月1日現在)

区 分	学 校 数					学 生 生 徒 数					
	国 立	公 立	私立(A)	計(B)	私立の割合(A/B)	国 立	公 立	私立(C)	計(D)	私立の割合(C/D)	
高等教育機関	大 学	校 97	校 39	校 378	校 514	73.5%	人 502,666	人 62,291	人 1,590,757	人 2,155,714	73.8%
	短期大学	41	54	497	592	84.0	17,946	22,420	461,771	502,137	92.0
	高等専門学校	54	5	4	63	6.3	17,120	1,574	1,122	19,816	5.7
	小 計	192	98	879	1,169	75.2	537,732	86,285	2,053,650	2,677,667	76.7
高等専門学校	(54)	(5)	(4)	(63)	(6.3)	29,057	2,616	1,950	33,623	5.8	
高等学校	17	4,170	1,316	5,503	23.9	10,349	3,870,569	1,576,434	5,456,352	28.9	
中学校	78	10,595	617	11,290	5.5	35,170	4,942,226	210,920	5,188,316	4.1	
小学校	73	24,557	168	24,798	0.7	47,234	9,045,129	65,041	9,157,404	0.7	
特殊教育施設	45	898	17	960	1.8	3,584	87,062	891	91,537	1.0	
幼稚園	48	6,224	8,768	15,040	58.3	6,630	410,708	1,560,242	1,977,580	78.9	
計	453	46,542	11,765	58,760	20.0	669,756	18,444,595	5,468,128	24,582,479	22.2	
専修学校	166	185	3,022	3,373	89.6	17,453	28,599	788,661	834,713	94.5	
各種学校	4	84	3,222	3,310	97.3	60	6,734	399,824	406,618	98.3	

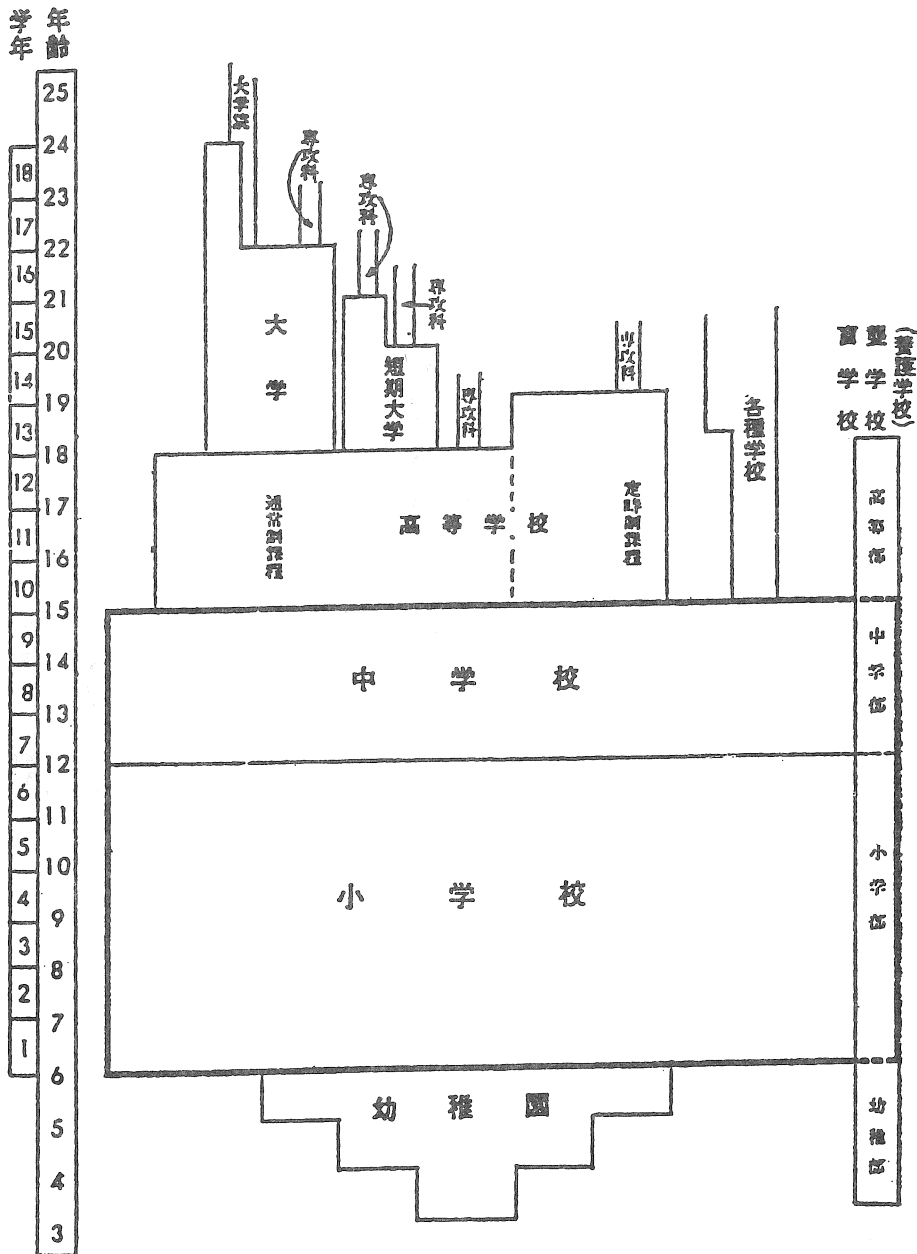
- (注) 1 「学校基本調査」(速報)による。
 2 学校数は本校・分校の計である。
 3 学生生徒数には、大学院・専攻科・別科の学生を含む(聴講生・研究生・実習生を除く)。

別紙 第1圖 昭和19年

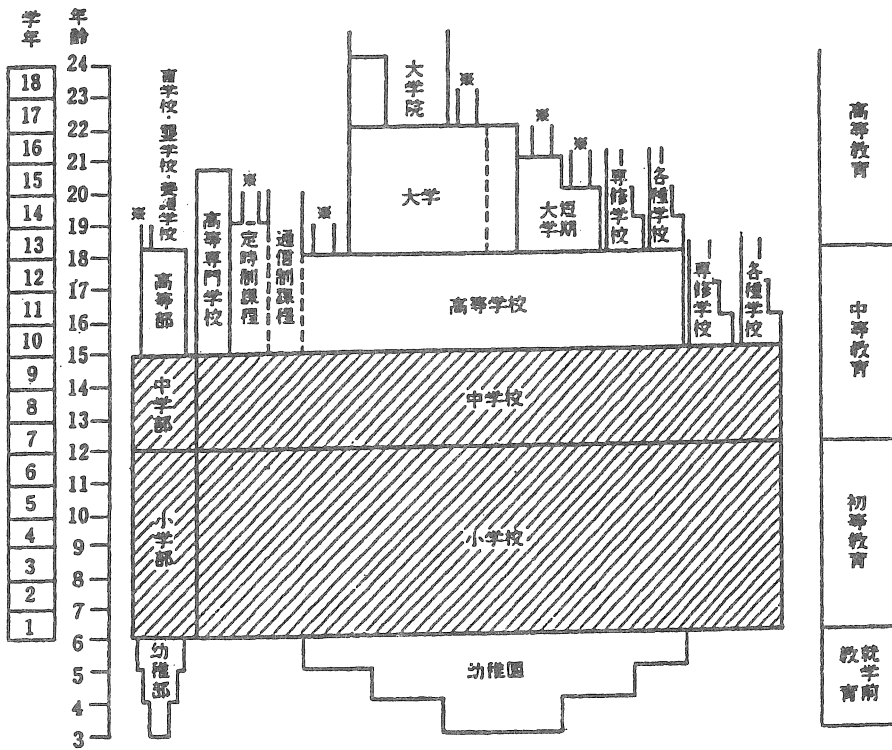


別紙 第2図 昭和24年

(学校教育法による制度)



別紙 第3図 昭和62年



- (注) (1) 斜線は義務教育を示す。(以下の各国についても同様)
 (2) ※印は専攻科を示す。
 (3) 高等学校、官・壘・養護学校高等部、大学、短期大学には、修業年限1年以上の別科を置くことができる。
 (4) 昭和62年3月『教育指標の国際比較』(文部省)による。以下の各国(アメリカ合衆国、イギリス、フランス、西ドイツ、ソビエト連邦、中国)についても同様。